

国民年金学生納付特例制度

● お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728

国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入し、保険料を納付することが法律で義務づけられていますが、収入のない学生には、申請によって保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

申請のできる期間は、2年1か月前までです。納付が困難で申請が済んでいない方は、この機会に申請してください。

申請期限／納期限の翌々年の同日まで（納期限は、保険料納付対象月の翌月末ですが、納期限が休日の場合は、次の平日が納期限になります）

申請が承認されると

学生納付特例の申請が承認された期間は、万が一けがや病気で障害年金等級表1級・2級の状態になったときに、保険料が未納であったために障害基礎年金を請求できなくなるのが防げます。

また老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間にも計算されます。

●対象となる学生

申請をしようとする期間の前年所得が118万円以下で、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学日本分校（夜間部、定時制課程、通信制課程を含む）に在学または在籍していた学生本人。

●申請手続

受付窓口／住民登録をしている市区町村の窓口▼**申請書類など**／年金手帳または基礎年金番号の分かるもの（納付書など）、現在学生の方は、学生であることがわかる学生証（コピーの場合は両面または在学証明書、卒業して学生証のない方は、在籍（期間）証明書、印鑑（本人自署の場合は押印不要）、会社を退職して学生になった方は、退職を確認できる書類、同一世帯の方が代理で申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの

◆**在学中は毎年申請が必要**です。前年の申請が承認され、在学予定期間が把握できる方には、申請の翌年度に、日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。

社会人になったら「追納」をお勧めします

学生納付特例が承認された期間には、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。年金額に反映させるためには保険料を「追納」することが必要です。特例を受けてから10年以内はさかのぼって古い順から追納することができますが、3年度目以降は当時の保険料に一定金額が加算されます。そのため、余裕が生じた場合は、早めに追納することをお勧めします。

追納を希望される方は、基礎年金番号の分かるもの（納付書など）、印鑑を持参の上、住民登録をしている市区町村窓口へ申し込んでください。

追納された保険料は全額、所得税・住民税の所得控除（社会保険料控除）を受けることができます。所得控除は、日本年金機構から送付される控除証明書または、お手持ちの領収書で行ってください。

雑誌スポンサー制度をはじめました

● お問い合わせ／中央図書館 ☎24-2996

図書館では「雑誌スポンサー制度実施基準」によりスポンサーを募集しています。

図書館の閲覧コーナーに設置している雑誌の購入費用を負担していただき、その雑誌の最新号の表裏面に広告を掲載する制度です。

受付期間／随時

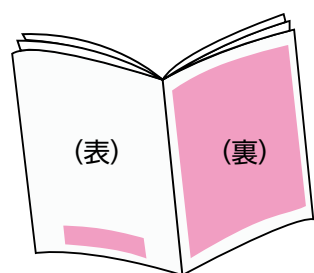
契約期間／原則1年間

募集対象／企業、商店、組合など（個人は対象外）

費用／図書館に設置している雑誌から、スポンサーが選んだ雑誌の1年間の購入費用

広告の規格／表面は、下部部分に縦4センチ×横13センチ（以内）でスポンサー名を表示し、裏面はスポンサーが作成した広告を掲示

申し込み／中央図書館へ



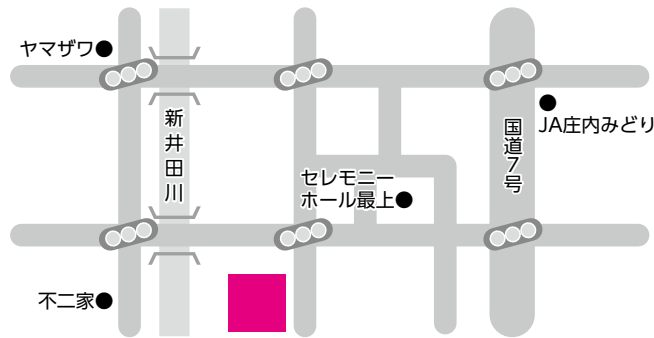
部分に広告を掲載

生活自立支援センターさかた を開設しました

●お問い合わせ／市福祉課福祉援護係 ☎26-5730、
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 ☎23-5765

本市は、さまざまな問題を抱えてお困りの方に対し、専門の職員が相談に応じ、一人ひとりの悩みに寄り添い、課題解決へ向けて一緒に考え、支援を行う「生活自立支援センターさかた」を開設しました。

開設日／月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）
▼場所／酒田市地域福祉センター内（新橋二丁目）
▼相談員／主任相談員、相談員、就業支援員
▼費用／無料
▼相談受け付け／☎25-0350、☎24-6269、Eメール jiritsu@saka-ta-shakyo.or.jp



◆生活自立支援センターさかた
(新橋二丁目1-19 酒田市地域福祉センター内)

◎こんなことで困っていたり、悩んでいたりしませんか？一緒に考え支援します

【仕事のこと】仕事が見つからない。仕事が続かない。仕事を探そうと思うが、何から始めたら良いのか分からない。失業・リストラなどで生活に行き詰まっているなど

【生活のこと】今日食べるものがない。家賃が払えない。生活に困っているが、周りに頼る人がいない。引きこもりなどで将来が不安だ。子育てや介護で十分に働けず経済的に苦しい。どこに相談したらよいか分からないなど

【家計のこと】借金の返済が多く、生活が苦しい。公共料金や家賃が払えない。収入と支出のバランスが崩れているなど

【健康のこと】病気になってしまった。障がいやこころの病気で働けず生活に困っているなど

酒田市住宅リフォーム 総合支援補助金

●お問い合わせ／市建築課確認審査係 ☎26-5749

工事に着手する前に申請してください。

対象者／次の全てに該当する方

- ①市内の補助対象住宅の所有者、または平成26年4月1日以降に賃貸借契約を結んだ空き家の借主で工事に関して貸主（個人に限る）の承諾を得ていること
- ②補助対象住宅に現在居住、または実績報告までに居住すること
- ③補助対象工事について国・山形県・本市の他の補助制度を重複利用していないこと（省エネ住宅ポイントとの併用不可）
- ④市税などの滞納がないこと
- ⑤平成28年2月29日までに実績報告書を提出できること
- ⑥酒田市暴力団排除条例に規定する暴力団員などではないこと

対象工事／次の全ての項目に該当する工事

- ①住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事（部分補強、省エネ、バリアフリー、酒田産木材使用、克雪、三世代同居）を含み、補助対象工事費用の合計が25万円以上であること
- ②現在の住宅が建築基準法令に違反していないこと（違反部分を現行法令に適

合するようには是正すれば対象になるが、その工事は補助対象外）

- ③過去にこの事業による補助を受けていないこと
- ④市内業者による施工であること

補助額／補助対象工事費用の2割以内、かつ、5万円から40万円までの範囲（1万円未満の端数切捨て）。ただし酒田産木材を3立方メートル以上使用する場合、または空き家を活用する場合は、上限額の引き上げあり。また三世帯世帯、子育て世帯、新婚世帯、県外からの移住世帯は、補助率引き上げおよび上限額の引き上げあり

交付時期／市の工事完了検査に合格後

受け付け／4月20日（月）市役所3階建築課確認審査係で先着順に受け付け（予算額に達した時点で締め切り）

◆必要な書類など詳しくは同課にお問い合わせください。

◆平成27年度の他の補助制度を重複利用する場合は、補助金額を変更することがあります。申し込みの際に確認してください。